佐賀県告示第二百三号

水産大臣 から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定に ょ ıΣ

平成二十四年七月三十一日

佐賀県知事 古川康

一 保安林予定森林の所在場所

四六六の二、二九四六六の五、 七〇の二、二九三七二、二九三七三、二九三七五、二九四二六、二九四四四、 二六の二、二九三二二、二九三六二、二九三六三の二、二九三六五、二九三 九六の一、二九一九七の一、二九一九七の二、二九一九八の一、二九一九八 九一六二、二九一六三の二、二九一六四の一、二九一六四の二、二九一六五 四九、二九一五〇、二九一五二、二九一五四、二九一五五の一、二九一五五 二五の一、二八九二九の二、二八九三七の二、字杵島山二九一〇一、 二九四四八、 九二〇五の二、二九二〇六の一、二九二〇六の二、二九二三三の二、二九二 の二、二九 九一七五の二、二九一七九の二、二九一八二の一、二九一八八の三、二九一 から二九一六七まで、二九一七〇から二九一七三まで、二九一七五の の二、二九一五六の一、二九一五六の二、二九一六〇、二九一六一の二、二 〇四、二九一一一、二九一一五、二九一二〇の一、二九一二三の一、 八九の三、二九一九一の一、字川良田二九一九四、二九一九五の二、二九一 八の一、二九四五八の二、二九四五九の一、二九四六〇の一、二九四六〇の 武雄市西川登町大字神六字野田二八八五一 二九四六二、二九四六四の三、二九四六五の一、二九四六五の三、 一九九の一、二九二〇一の一、二九二〇三、二九二〇四の二、二 二九一二八、二九一二九、二九一三一の二、二九一四三、二九一 字岳二九四五三の二、二九四五五、二九四五六の一、二九四五 二九四六七の一、二九四六七の二、二九四六 の Ϋ́ 二八九二三の二、 二九一 二九一 二八九

六二〇の二、三〇六二二の一から三〇六二二の五まで、三〇六二三の二、三 三〇六〇九の一、三〇六〇九の三、三〇六一六の一、三〇六一六の二、三〇 三〇五一二の一、三〇五一五、三〇五三二の二、字丸葉山三〇六〇四の一〇、 五〇五、三〇五〇七、三〇五一〇の一、三〇五一〇の二、三〇五一一の二、 四九五の一、三〇五〇〇の一、三〇五〇一、三〇五〇二、三〇五〇四、 三〇四八七の一、三〇四九二の一、三〇四九三の一、三〇四九四の一、三〇 三八三の二、三〇三八四、三〇三八五、字辰石三〇三九六、三〇三九七の二、 〇六二四、三〇六二五の一、三〇六二五の二、三〇六二九 ||の||、三〇三六四、三〇三六七の||、三〇三八二、三〇三八三の||、三〇

- 二 指定の目的
- 水源の涵養
- 三 指定施業要件
- (立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 課及び武雄市農林課に備え置いて縦覧に供する。) (「次のとおり」 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及 Ιţ 省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備 び樹種 次 のとお りとする。